

(証券コード：3472)

2018年2月5日

投資主各位

東京都中央区日本橋本町三丁目3番4号
大江戸温泉リート投資法人
執行役員 今 西 文 則

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2018年2月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約第41条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2018年2月27日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所： 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン5階「東京コンベンションホール」
（末尾の第2回投資主総会会場のご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：規約一部変更の件

第2号議案：執行役員1名選任の件

第3号議案：監督役員2名選任の件

第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本通知を発出した日から本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://oom-reit.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である大江戸温泉アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 一般社団法人投資信託協会の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則が一部改正され、同規則における不動産等の定義に一定の海外不動産保有法人の株式又は出資が追加されたことに伴い、本投資法人規約における不動産等の定義に含まれる海外不動産保有法人の株式又は出資を同規則に定めるものに限るよう変更を行うものです（変更案第11条第1項第(2)号⑤関係）。
- (2) 会計監査人に対する報酬の支払時期に関し柔軟性をもたせるため、投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領してから3か月以内とするよう変更を行うものです（変更案第31条関係）。
- (3) 上記のほか、本投資法人の設立の際又は第1期の営業期間において必要とされた規約記載事項のうち不要となった規定の削除及び字句の修正のために、所要の変更を行うものです（変更案第14条、第24条、第31条、第44条及び第51条関係）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第11条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人が投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、それぞれ、以下の第1号及び第2号に掲げるものをいう。なお、不動産等及び不動産対応証券を総称して、以下「不動産関連資産」という。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤ 海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式又は出資に限る。）</p> <p>2.～4. (省略)</p>	<p>第11条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人が投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、それぞれ、以下の第1号及び第2号に掲げるものをいう。なお、不動産等及び不動産対応証券を総称して、以下「不動産関連資産」という。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ 海外不動産保有法人の<u>うち、資産の全てが不動産及び当該不動産に係る金銭債権等である法人（外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているものを除く。）が発行する株式又は出資</u>（当該発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式又は出資に限る。）</p> <p>2.～4. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条（収入金等の再投資） 本投資法人は、運用資産の譲渡代金、有価証券に係る償還金、利子等、信託配当、匿名組合出資持分に係る分配金、並びに不動産の賃貸収入、運営収入その他の収入金及び敷金、保証金その他の預かり金を投資又は再投資することができる。</p> <p>第24条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで、及び12月1日から翌年5月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、第1期の営業期間は、本投資法人成立の日から平成28年11月末日までとする。</u></p>	<p>第14条（収入金等の再投資） 本投資法人は、運用資産の譲渡代金、有価証券に係る償還金、利子等、信託配当、匿名組合出資持分に係る分配金、並びに不動産の賃貸収入、運営収入その他の収入金及び敷金、保証金その他の預り金を投資又は再投資することができる。</p> <p>第24条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで、及び12月1日から翌年5月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条（会計監査人に対する報酬） 会計監査人に対する報酬は、監査の対象となる決算期ごとに2000万円を上限として役員会が定める金額を、<u>当該決算期終了後原則として3か月以内に会計監査人が指定する口座へ振り込む方法により支払うものとする。</u></p> <p>第44条（役員を選任） 執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は、投資主総会の決議によって選任する。<u>ただし、法令の規定により設立に際して役員となる設立時役員はこの限りでない。</u></p> <p>第51条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。<u>ただし、法令の規定により、設立に際して会計監査人となる設立時会計監査人はこの限りでない。</u></p>	<p>第31条（会計監査人に対する報酬） 会計監査人に対する報酬は、監査の対象となる決算期ごとに2,000万円を上限として役員会が定める金額を、<u>投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領後3か月以内に会計監査人が指定する口座へ振り込む方法により支払うものとする。</u></p> <p>第44条（役員を選任） 執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は、投資主総会の決議によって選任する。</p> <p>第51条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員今西文則から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第45条第1項第一文但書を適用し、就任する2018年2月27日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2018年1月22日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
いまにし ふみのり 今西 文則 (1956年11月12日)	1979年 4月	株式会社ニチイ（後に株式会社マイカルに社名変更、現イオンリテール株式会社） 管理本部 財務部
	1998年 3月	同社 財務企画室長
	2001年 3月	同社 経営企画室付部長
	2001年 9月	同社 経営改革本部 経営企画担当部長
	2001年10月	阪急電鉄株式会社 グループ経営本部 グループ政策推進室調査役
	2002年 4月	同社 不動産事業本部 不動産運用部調査役
	2004年 3月	阪急リート投信株式会社へ出向 取締役投資運用部長
	2004年10月	株式会社阪急ファシリティーズへ出向 経営統括室調査役
	2005年 4月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 経営企画部長
	2007年 2月	同社 リテール本部長
	2010年 9月	日本リテールファンド投資法人 執行役員
	2015年 8月	大江戸温泉ホールディングス株式会社 REIT準備室 室長
	2015年11月	大江戸温泉アセットマネジメント株式会社へ転籍 代表取締役社長（現任）
2016年 3月	本投資法人 執行役員（現任）	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である大江戸温泉アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員鈴木健太郎及び本行隆之から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第45条第1項第一文但書を適用し、就任する2018年2月27日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	
1	すずき けんたろう 鈴木 健太郎 (1976年11月21日)	2001年10月 2006年10月 2007年11月 2014年 2月 2014年 6月 2014年 8月 2016年 3月	長島・大野・常松法律事務所 Debevoise & Plimpton LLP 経済産業省経済産業政策局産業組織課 柴田・鈴木・中田法律事務所(現任) ダイヤモンド電機株式会社 監査役 丸紅プライベートリート投資法人 監督役員(現任) 本投資法人 監督役員(現任)
2	ほんぎょう たかゆき 本行 隆之 (1976年11月7日)	1998年10月 2005年12月 2013年 1月 2014年 6月 2014年 7月 2014年11月 2016年 3月 2016年 3月 2016年 6月 2016年 6月 2016年12月 2017年 6月 2017年 7月	センチュリー監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 株式会社KPMG FAS シロウマサイエンス株式会社 取締役(現任) のぞみ監査法人 代表社員(現任) Hamee株式会社 監査役(現任) 株式会社Stand by C 取締役 株式会社Stand by C 京都 代表取締役(現任) 本投資法人 監督役員(現任) 株式会社ライトアップ 監査役(現任) 株式会社NHKビジネスクリエイト 監査役(現任) 株式会社みらいワークス 監査役(現任) 株式会社NHKアート 監査役(現任) 株式会社インキュリオン・グループ 監査役(現任)

- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令若しくは規約に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2018年2月27日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第45条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2018年1月22日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
<small>こんどう</small> <small>いくお</small> 近藤 郁雄 (1955年3月11日)	1979年 4月	株式会社ニチイ（後に株式会社マイカルに社名変更、現イオンリテール株式会社） 人事企画部 主任
	1984年 3月	同社 営業本部営業システム部 課長
	1989年 3月	同社 営業本部販売企画部 課長
	2001年10月	株式会社丸和運輸機関 西日本事業部配属 課長
	2002年 1月	同社 上場準備室 副室長
	2002年10月	同社 法務部（兼務：上場準備室） 部長
	2007年 2月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 コンプライアンス室 コンプライアンス・オフィサー
	2014年12月	株式会社スプリング・インベストメント コンプライアンス責任者 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
	2015年11月	大江戸温泉ホールディングス株式会社 REIT準備室 室長代理
	2015年11月	大江戸温泉アセットマネジメント株式会社 取締役 チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任）
2016年 4月	同社へ出向	

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である大江戸温泉アセットマネジメント株式会社の取締役兼チーフ・コンプライアンス・オフィサーです。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第41条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

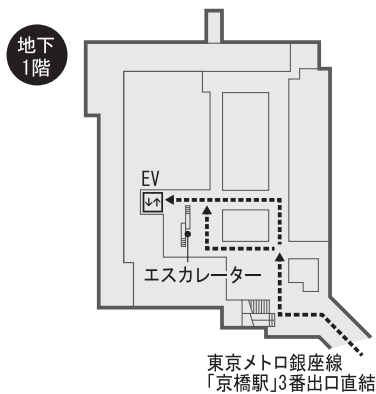
以 上

第2回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都中央区京橋三丁目1番1号
 東京スクエアガーデン5階「東京コンベンションホール」
 連絡先 03-5542-1995

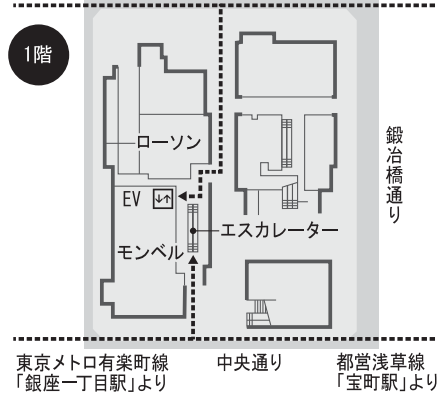


入口詳細図



JR「有楽町駅」より

JR「東京駅」より



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線「京橋駅」3番出口直結
- 東京メトロ有楽町線「銀座一丁目駅」7番出口徒歩2分
- 都営浅草線「宝町駅」A4番出口徒歩2分
- J R 「東京駅」八重洲南口徒歩6分、京葉線1番出口徒歩4分
- J R 「有楽町駅」京橋口徒歩6分

※駐車場の準備はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。